

徳島県告示第三十四号

国土交通省四国地方整備局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年一月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（三次元データ計測）	徳島県の一部	令和二年一月十六日から 令和二年二月二十八日まで